

### 37. (Gno.83) 比較行政法研究の歴史的分析と方法

代表：亘理 格

2018/02/14 (承認) 2018 年度 (開始)

#### 【研究の目的】

日本の行政法において欧米諸国の行政法の影響が今日どのような形で受け継がれてきたか、また、欧米諸国には見られない固有性がいかなる形で形成されたかを明らかにすることを通して、比較行政法研究の新たな可能性と方法論的意義を明らかにする。

#### 【研究活動及び成果】

##### 総括

今年度は、研究メンバー個人による研究活動を中心として進めており研究会は開催しなかったが、ヨーロッパ諸国において、社会経済状況の変容の下で行政法学のあり方を再検討しようとする研究動向や、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策としての行政法的規制を対象とした研究成果が公刊されつつあることが明らかになっている。他方、専任研究所員と嘱託研究所員の共同の取り組みとして、現代イギリス行政法の標準的な体系書 (Peter Leyland & Gordon Anthony, *Administrative Law*, 8th Edition, Oxford University Press, 2016) の翻訳プロジェクトを着実に進めており、次年度には新たな嘱託研究所員も加えて出版に向けた翻訳作業を更に本格化させる見込みである。